

# 兵庫県公報

平成20年 3月31日 月曜日 第8号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

訓令	ページ
副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）	1
企業庁管理規程	
企業庁組織規程の一部を改正する管理規程	1
企業庁会計規程の一部を改正する管理規程	2
監査委員訓令	
兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令	3

## 訓令

### 兵庫県訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関

副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の事務分担に関する規程（平成13年兵庫県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 副知事の事務分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 齋藤副知事が担任する事務

企画県民部知事室、政策室、県民文化局、防災企画局及び災害対策局、健康福祉部、産業労働部並びに農政環境部環境創造局及び環境管理局に係る事務、災害対策の総括に関する事務並びに病院局、公安委員会及び労働委員会との調整に係る事務

(2) 五百蔵副知事が担任する事務

企画県民部企画財政局、管理局及び教育・情報局、農政環境部農政企画局及び農林水産局、県土整備部並びに出納局に係る事務並びに企業庁、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との調整に係る事務

#### 附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

## 企業庁管理規程

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

### 兵庫県企業庁管理規程第2号

#### 企業庁組織規程の一部を改正する管理規程

企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の表名称の欄中「播磨科学公園都市建設事務所」を「播磨科学公園都市まちづくり事務所」に改める。

第8条第1項の表名称の欄中「播磨科学公園都市建設事務所」を「播磨科学公園都市まちづくり事務所」に、

同表課の欄中「総務課 潮芦屋建設課 淡路・尼崎地区建設課」を「総務課 建設課」に改める。

第10条中「加東市」の右に「(平成18年3月19日における滝野町の区域を除く。)」を加える。

第11条第1号中「(北区に限る。)」を「(北区を除く。)」に、「、播磨町及び五色町」を「及び播磨町」に改める。

第12条第1号中「加西市」の右に「、加東市(平成18年3月19日における滝野町の区域に限る。)」を加える。

第14条中「播磨科学公園都市建設事務所」を「播磨科学公園都市まちづくり事務所」に改める。

第16条の表中

職名	組織	職 務
室長	本庁	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務を掌理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
参事	本庁	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。

を

職名	組織	職 務
危機管理員	本庁	上司の命を受け、危機管理に関する特殊の事務を処理する。
参事	局又は課	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
室長	課	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務を掌理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。  
(企業庁地方機関処務規程の一部改正)
- 企業庁地方機関処務規程(昭和51年企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。  
第18条の2第2項の表地方機関名の欄中「播磨科学公園都市建設事務所」を「播磨科学公園都市まちづくり事務所」に改める。  
(企業庁会計規程の一部改正)
- 企業庁会計規程(昭和54年企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。  
別表第1地方機関の項中「播磨科学公園都市建設事務所」を「播磨科学公園都市まちづくり事務所」に改める。  
(企業職員の服務に関する規程の一部改正)
- 企業職員の服務に関する規程(昭和56年企業庁管理規程第15号)の一部を次のように改正する。  
第2条第4号中「播磨科学公園都市建設事務所長」を「播磨科学公園都市まちづくり事務所長」に改める。

企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

兵庫県企業庁管理規程第3号

企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

企業庁会計規程(昭和54年企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2兵庫県水道用水供給事業勘定科目表の資産勘定の表(目)の欄中「投資有価証券」を「投資有価証券  
出資金」に改める。

## 附 則

この管理規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

## 監 査 委 員 訓 令

## 兵庫県監査委員訓令第 1 号

事 務 局

兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

兵庫県代表監査委員 久 保 敏 彦

## 兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局組織規程（昭和56年兵庫県監査委員訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第14号を第15号とし、第 6 号から第13号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 監査委員会議に関すること。

第 4 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 号を加える。

(10) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく審査に関すること。

## 附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。